

International Society of Life Information Science (ISLIS)

国際生命情報科学会 定 款

2019年8月24日 改定

第1章 総 則

第1条 本会は国際生命情報科学会 (*International Society of Life Information Science*, 略称 **ISLIS**) という。

第2条 本会は本部を日本国内におく。

第2章 目的および事業

第3条 本会は生命情報に関連する科学的研究の推進ならびにその国際的交流提携をはかり、もって学術の発展と人類の平和と福祉に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究発表会等の学術的会合の開催
2. 調査および研究
3. 機関誌等の発行
4. 国際交流
5. 研究または情報の一般への普及
6. その他目的達成に必要な事業

第3章 会員および会費

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、本会の入会審査により認められた、次の会員により構成される。

1. 専門会員 研究実績・資質のある個人
2. 正会員 研究資質のある個人
3. 学生会員 本会にふさわしい学生
4. 一般会員 本会にふさわしい個人
5. 技功会員 技能を研鑽し、本会にふさわしい個人
6. 賛助会員 本会の事業を援助する、本会にふさわしい個人または団体
7. 名誉会員、その他必要な会員

第6条 会員(名誉会員は除く)は別に定める会費を納めなければならない。

第7条 本会の科学性または名誉を汚す会員ならびに上記会費を納めない会員は常務理事会の決定により除籍される。

第4章 役員および顧問・評議員

第8条 本会に次の役員をおくことができ、会長が本会会員より選んで常務理事会の承認を得て委嘱する。任期は1年間とし、会長の連続3選は禁止する。

会 長	1名	会を代表し、総理する
副会長	若干名	会長を補佐し、代理する
理事長	1名	会務を統括する
常務理事	若干名	日常会務を分担し、審議する
理 事	若干名	会務を分担し、審議する
監 事	2名	財務を監査する
その他必要な役員		

第9条 本会に顧問および評議員をおくことができ、会長が常務理事会の承認を得て委嘱する。任期は1年間とし、評議員は本会会員より選出する。

顧 問 若干名 本会事業について助言する
評議員 若干名 本会事業について評議する

第10条 本会に本部役員若干名をおくことができ、理事長が常務理事会の承認を得て委嘱する。任期は1年間とする。

第5章 機 関

第11条 本会には次の議決機関をおく。
総会 (本会の最高議決機関であり、本会の専門会員と正会員で構成する)

理事会 (本会会務を審議・執行する機関であり、常務理事会構成員及び理事で構成する)

常務理事会 (本会日常会務を審議・執行する機関であり、監事を除く役員より、会長が理事会の承認を得て委嘱した者で構成する)

第12条 総会は必要に応じて会長が召集する。

第13条 理事会ならびに常務理事会は必要に応じて理事長が召集する。ただし、それぞれの会の構成員の過半数の署名入り招集要求書が提出されても理事長が会を招集しない場合は、会長が招集出来る。

第14条 次の事項は直近に開催される理事会ならびに総会で承認を受けなければならない。

1. 事業計画および収支予算についての事項
2. 事業報告および収支決算についての事項
3. 役員への信任および解任

第15条 本会には研究機関、海外組織、地方組織、各種委員会等をおくことができる。

第6章 事業および会計

第16条 本会の事業および会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更ならびに解散

第17条 この定款を変更しようとするときは、総会の3分の2以上の同意を得なければならない。

第18条 本会を解散しようとするときは、総会の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 補 則

第19条 この定款施行についての規定は理事会の、規則等は常務理事会の議決を経て別に定める。

(付 則)

本定款は2019年8月24日から施行する。